

麻植郡 4町村合併まちづくり計画

麻 植 郡 合 併 協 議 会

目次

序論	1
1 市町村合併への取り組み	1
2 合併の必要性	1
(1) 住民の日常生活圏の拡大	1
(2) 地方分権の進展	1
(3) 少子高齢化の進展	1
(4) 国・地方を通じた厳しい財政状況	2
3 計画の位置づけ	2
(1) 合併特例法上の位置づけ	2
(2) 麻植郡 4町村の総合計画との関係	2
(3) 新市の総合計画との関係	2
4 計画の策定方針	2
(1) 計画の趣旨	2
(2) 計画の構成	2
(3) 計画の期間	3
5 まちづくりの留意点	3
麻植郡 4町村の概況	3
1 位置・地勢	3
2 気候	3
3 面積	4
4 人口・世帯	4

新市まちづくりの基本方針5

1 新市のめざすべき将来像	5
2 新市まちづくりの基本理念	7
3 新市まちづくりの目標	7
(1) まちづくりの目標	7
(2) まちづくりの方向	8
4 土地利用計画	9
(1) 土地利用方針	9
(2) 地域区分	9
(3) ゾーン別土地利用方針	10
(4) 交流軸の設定	11

新市まちづくりの主要施策 13

1 施策の体系化	13
2 まちづくり事業	14
(1) 住民参加と交流のまちづくり	14
(2) 交通アクセスの拠点となるまちづくり	15
(3) 情報化のまちづくり	16
(4) 健康で快適に暮らせるまちづくり	17
(5) 活力あるまちづくり	18
(6) 豊かな人間性を育むまちづくり	20
(7) 住環境のまちづくり	21
(8) 安心のまちづくり	22
(9) 自然豊かなまちづくり	23
3 ゾーン別主要事業	25

公共的施設の統合整備 26

財政計画 27

序 論

1 市町村合併への取り組み

鴨島町、川島町、山川町及び美郷村の麻植郡 4 町村では、社会情勢の変化により生まれる多種多様な行政課題に対応するための一つの方法として、市町村合併を取り上げ、平成 12 年 4 月に徳島県下で最も早く任意の協議会である麻植郡合併検討協議会を設置し、パンフレットの発行やシンポジウムの開催、町村合併に関するアンケートの実施等、合併に対する意識醸成や住民の意向把握に努めてきた。そして、その結果、平成 14 年 4 月 1 日に麻植郡合併協議会を設置し、合併実現に向けた本格的な取り組みを行うこととなった。

2 合併の必要性

市町村合併の必要性については、主に次の 4 つが確認されている。

(1) 住民の日常生活圏の拡大

交通基盤の整備やモータリゼーションの発達に伴い、住民の日常生活圏は、麻植郡 4 町村の区域を越え確実に広がっており、今後は町村の区域を越えたまちづくりを考えていかなければ、有効な住民サービスの提供を行うことは困難であると考えられる。地域の特性や日常生活圏の現状を鑑み、広域的な視野に立ち、効率的で計画的な行政運営を図る必要がある。

(2) 地方分権の進展

地方分権の進展により、新しい分野での事務の発生や専門的な判断機会の増加など、自立した自治体への期待が一層高まりつつある。特に、今まで以上に行政職員の政策立案能力が求められることとなり、その能力差によって、地域間競争がますますその激しさを増すと予想される。

このため、麻植郡 4 町村においても、要員の確保や専門的人材の育成など組織体制を整えるほか、企画部門の拡充を図り、住民ニーズ・地域特性・時代変化に応じたまちづくりを主体的に進めていく必要がある。

(3) 少子高齢化の進展

平成 14 年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された『日本の将来推計人口』の中位推計の結果によると、日本の人口は、平成 18 年にピークに達し、以後長期の人口減少過程に入ると予測されている。

また、平成 27 年には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されており、逆に労働力人口や子どもは減っていき、いわゆる少子高齢化が進展してきている。麻植郡 4 町村においても同様であり、全体として人口の増加が望める状況ではない。しかし、少子高齢化に伴って、保健・医療・福祉等に関連した新たな行政課題や地域の将来的発展を担う人材育成(教育)施策への対応が強く求められるようになってくる。

このため、今後の人口の減少を念頭に置き、その上で必要なマンパワーを確保しつつ将来展望を拓いていく必要がある。

(4) 国・地方を通じた厳しい財政状況

国・地方を通じた厳しい財政状況が言われる中、現行の地方財政制度が今後も維持されることは極めて困難であると考えられ、自主財源が乏しく、国や県からの依存財源に頼るところが大きい麻植郡4町村の財政は、ますます厳しい状況になることが予想される。そうなれば、将来に向け現行の行政サービスを維持または向上させることは非常に困難である。

今後の厳しい財政事情に対応していくためにも、行財政基盤の拡充・強化とともに、合併に伴う様々な国・県からの財政支援措置による歳入確保やスケールメリットを十分に活かした歳出抑制などに努め、効率的・効果的な行財政運営を行う必要がある。

3 計画の位置づけ

(1) 合併特例法上の位置づけ

この「麻植郡4町村合併まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づく「市町村建設計画」として策定したものである。

(2) 麻植郡4町村の総合計画との関係

総合計画は、各町村において総合的かつ計画的行政運営の指針となりうるものであるため、「麻植郡4町村合併まちづくり計画」の内容も、麻植郡4町村の総合計画で定められている基本理念や施策を十分配慮して策定したものである。

(3) 新市の総合計画との関係

「麻植郡4町村合併まちづくり計画」は、合併に際し、住民に対して新市の将来に関するビジョンを示すとともに、マスタープランとしての役割も果たすものであることから、合併後の新市の総合計画策定においても、この計画が尊重され、その趣旨・内容等を活かした形で審議されることを想定しているものである。

4 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

「麻植郡4町村合併まちづくり計画」は、合併後に新市のまちづくりをしていくための基本方針を定めるとともに、これに基づくまちづくりの主要施策を提示し、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

(2) 計画の構成

この計画は、合併後の新市のまちづくりのための基本方針及び基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備、財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、合併期日の属する年度である平成16年度から平成25年度までの10年間とする。

5 まちづくりの留意点

合併後のまちづくりを行うにあたっては、合併により享受できるメリットを最大限に活かし、合併により生じるデメリットを可能な限り克服または小さくすることに努めることとする。

特に、地域住民が抱く不安について十分留意する必要がある。平成14年7,8月に実施した「麻植郡4町村合併まちづくり計画」作成のためのアンケート調査結果では、合併に対する不安として次のようなことが挙げられている。

各種税金や公共料金等の住民負担が過度にならないようにしてほしい。

合併後、中心地域と周辺地域で格差が生じないようにしてほしい。

住民意見が行政施策にしっかりと反映されるようにしてほしい。

公共施設等の利用に不便を感じないようにしてほしい。

これらについて言えば、 の不安に対しては、“住民負担が過度にならないような効率的な財政運営を図ること”、及び の不安に対しては、“旧町村役場の利活用、まちづくり計画に沿った計画的な事業の実施、公共的施設の適正配置”、 の不安に対しては、“住民参加の手法や行政と住民との対話の機会拡充に努めること”など、それぞれに応じた対策を講じていくこととし、いずれにおいても地域住民の理解と協力を得ながら合併後のまちづくりを進めることとする。

麻植郡 4町村の概況

1 位置・地勢

麻植郡は、徳島県の北部、吉野川の中流域南岸に位置し、同川を挟んで北は板野郡・阿波郡、東から南は名西郡、西は美馬郡に接する。郡域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっており、これらの山々を水源とする飯尾川・桑村川・学島川・川田川などが郡の北辺を東流し、吉野川に合流している。

また、県内の4市や徳島空港、高松空港、徳島自動車道の各ICが約30km圏内にあり、どこに行くにもそれほど不都合は感じない位置関係を有しており、都市圏の機能分担の可能性も持っていると言える。

2 気 候

吉野川流域の平野部においては、年平均気温15℃前後で、温暖で雨の少ない地域と言える。また、山間部は平野部に比べ日照時間は短く気温も冷涼となっている。

3 面 積

鴨島町が 33.76 k m²、川島町が 17.69 k m²、山川町が 42.27 k m²、美郷村が 50.47 k m²で、合計総面積は 144.19 k m²となり、徳島県内では木沢村の 154.97 k m²と鳴門市の 135.43 k m²の間の規模となる。

4 人 口 ・世 帯

平成 12 年の国勢調査による人口は 46,794 人で、徳島県内では、阿南市の 56,728 人と小松島市の 43,078 人の間であり、徳島県内で 4 番目に多い人口規模となる。

総人口の推移を見ると、昭和 50 年代に増加し 5 万人直前まで達したが、平成に入ってから緩やかな減少傾向となっている。

世帯数については、平成 12 年の国勢調査によると 15,102 世帯であり、世帯数においても人口同様に、徳島県内では 4 番目に多い世帯数となる。

1 世帯当たりの人数の平均は 3.10 人で、年々核家族化の進行がうかがえ、世帯の半数以上は核家族世帯となっている。

人口と世帯の推移

区 分		昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年
総 人 口	(人)	48,677	49,302	48,938	48,383	46,794
世 帯 数	(世帯)	13,490	13,831	14,166	14,724	15,102
1 世 帯 当 た り の 人 員	(人)	3.61	3.56	3.45	3.29	3.10

年齢階層別人口は、平成 12 年は年少人口(0～14 歳)が 6,349 人、生産年齢人口(15～64 歳)が 28,465 人、老年人口(65 歳以上)が 11,890 人となっており、平成 7 年の調査時と比較すると年少人口と生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向にある。

年少人口割合と老年人口割合を比較すると、平成 2 年に逆転しほぼ同じ割合となり、その後、平成 12 年には、年少人口割合が 13.6%と減少傾向であるのに対し、老年人口割合は 25.4%まで増加し、住民の 4 人に 1 人が高齢者となっている。

年齢 3 区分別人口の推移

区 分		昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年
総 人 口	(人)	48,677	49,302	48,938	48,383	46,794
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年 少 人 口 0 ～ 14 歳	(人)	9,878	9,726	8,670	7,490	6,349
	(%)	20.3	19.7	17.7	15.5	13.6
生 産 年 齢 人 口 15 ～ 64 歳	(人)	32,203	32,154	31,618	30,235	28,465
	(%)	66.2	65.2	64.6	62.5	60.8
老 年 人 口 65 歳 以 上	(人)	6,596	7,420	8,626	10,609	11,890
	(%)	13.5	15.1	17.6	21.9	25.4
年 齢 不 詳	(人)	0	2	24	49	90
	(%)	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2

産業別就業者人口は、平成12年の国勢調査によると第1次産業就業者が10.0%で、第2次産業就業者が30.5%、第3次就業者が59.2%となっている。年々第1次及び第2次産業就業者が減少し、代わって第3次産業就業者の増加傾向がうかがえる。

産業別就業者人口の推移

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就 業 者	(人)	23,968	23,441	23,200	23,077	21,472
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	(人)	4,177	3,978	3,054	2,694	2,143
	(%)	17.4	17.0	13.2	11.7	10.0
第2次産業	(人)	8,172	7,826	8,050	7,558	6,560
	(%)	34.1	33.4	34.7	32.8	30.5
第3次産業	(人)	11,598	11,607	12,030	12,789	12,704
	(%)	48.4	49.5	51.9	55.4	59.2
分類不能	(人)	21	30	66	36	65
	(%)	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3

人口の将来推計の結果では、総人口は減少傾向にあり、平成32年にはおおよそ4万人程度になると見込まれている。

年齢別構成比においては、年少人口割合はほぼ微減傾向であるが、老年人口割合は増加傾向を見せ、平成32年には3人に1人が高齢者になると見込まれている。

区分別人口推計

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総 人 口	(人)	46,794	45,459	43,973	42,269	40,325
	増 減 率 (%)	-	-2.9	-3.3	-3.9	-4.6
年 少 人 口 0 ~ 14 歳	(人)	6,349	5,730	5,462	5,414	5,244
	(%)	13.6	12.6	12.4	12.8	13.0
生 産 年 齢 人 口 15 ~ 64 歳	(人)	28,465	27,408	26,205	23,848	21,828
	(%)	60.8	60.3	59.6	56.4	54.1
老 年 人 口 65 歳 以 上	(人)	11,890	12,321	12,306	13,007	13,253
	(%)	25.4	27.1	28.0	30.8	32.9

平成12年の年齢区分別人口には「年齢不詳分」を含んでいないため、総人口とは合わない。

新市まちづくりの基本方針

1 新市のめざすべき将来像

長い歴史と文化を共有し、豊かな自然に囲まれ共に発展してきた麻植郡4町村の合併により誕生する新市(以下「吉野川市」)は、徳島県中央部の吉野川中流域における初めての市であり、徳島県の東西を結ぶ役割を持った新しい拠点となることが期待されている。

ただ、県都徳島市との関係を考えると、人口や面積はもちろんのこと、通勤や買い物面での依存度も高く、経済規模においても大きな差があることは否めない。

そのような中で、「吉野川市」のめざすべき将来像については、地域を担う人々を中心に据えて、地域の独自性、いわゆる「吉野川市カラー」を出していくために、次のように考える。

「吉野川市」の将来像

代々受け継がれてきた自然や歴史との関わりを大事にし、子どもや若者、女性、お年寄りなど様々な人が地域の一員として互いに助け合い、この恵まれた地域資源の中で日々充実した生活を送ることができるまちにすること。

住民一人ひとりの意思と行政からの十分な支援により磨き上げ、生まれてくる子どもたちに誇りを持って手渡すことができるまちにすること。

こうした将来像を実現するため、地域を担う人々には次に示すようなことが求められる。

自助と自立の精神

これからの分権型社会にあっては、地域の持つ潜在能力を遺憾なく発揮し、自己決定と自己責任の観点から、地域自らの「判断」でまちづくりを考えていかなければならない。

また、施策や事業の便益は地域の人々が享受するため、それらの経費は原則として地域の「財源」で賄うことが求められる。

つまりは、これまでのように国や県の助成・支援に頼るだけでなく、地域を担う行政や住民が「自助と自立の精神」に基づき、地域に生じる様々な課題に対応していくことが求められるのである。

役割分担と協働

「自助と自立の精神」を持つということは、国や県、市町村といった行政と住民が、それぞれの役割分担を明確に認識するということでもある。

しかし、個々の担うべき役割を認識しても、行政と住民が協働することなくしてこれからのまちづくりは行っていない。

現在の行政と住民との関係は“密”であるが、合併することによって“粗”にはならない。今回の合併を、行政と住民との関係を見直すよい機会と捉え、行政区域の広域化後も住民参画のまちづくりが展開できる仕組みを模索していく必要がある。

これらのことが考慮され、行政と住民が一体となり、地域に根差したまちづくり(めざすべき将来像の実現)ができたならば、吉野川市のまちの魅力は更なる広がりを見せ、徳島県や四国、近畿圏、ひいては日本や世界の中での「吉野川市」というように、広域の中で確固とした位置づけがされるまちとしても発展していくと思われる。

2 新市まちづくりの基本理念

前述しためざすべき将来像を踏まえ、「吉野川市」のまちづくりの基本理念を次のように設定する。

吉野川市」のまちづくりの基本理念

世代を越えて、^{つむ}夢紡ぐまち ～新・生活創造都市をめざして～

それぞれの言葉には、次のような意味を込めている。

世代を越えて

まちづくりは地域を担う人々が主体となり、世代間で連携しながら次世代へ継承されていくもの、つまりは「世代を越えて」引き継がれていくものである。

^{つむ}夢紡ぐまち

まちづくりは地域を担う人々がまちを良くしていこうという共通目標のもと、共に作りあげていくこと、言い換えれば、^{つむ}繊維を紡ぎ一本の糸にするように、個々の我がまちに対する願い（夢）を一つにして「夢紡ぐまち」をつくっていくことである。

新・生活創造都市

まちづくりは地域を担う人々が充実した生活を送ることができることを基礎として、その上に、変革期の現代において新たな価値観に基づく「生活」（自然・歴史・文化・交流・教育など、人の生活に影響を与える様々な環境）を創造していくことである。

3 新市まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

吉野川市では「世代を越えて、^{つむ}夢紡ぐまち ～新・生活創造都市をめざして～」という基本理念のもと、市域の均衡ある発展に留意しつつ、保健・医療・福祉の充実や教育・文化の振興、上下水道・ゴミ処理等の都市基盤整備など、住民の生活に身近な分野の施策を重点的に行うとともに、産業の振興や環境・自然との共生などの施策も積極的に推進していくこととする。そして、このようなまちづくりを展開するにあたり、次の5つを「まちづくりの目標」として掲げる。

まちづくりの目標

吉野川中流域の生活拠点都市の形成をめざして
健康で快適に暮らせる地域をめざして
活力ある産業の振興をめざして
豊かな人間性を育む地域をめざして
ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして

(2) まちづくりの方向

吉野川中流域の生活拠点都市の形成をめざして

住民参加と交流のまちづくり
交通アクセスの拠点となるまちづくり
情報化のまちづくり

都市と農山村の双方の良さを備えた生活拠点となるよう、地域性を活かした基盤整備を行い、行政と住民が連携し、一体性のある地域の確立を図ることとする。

また、積極的な地域情報の発信・受信により、吉野川市全域で対外的にアピールできるまちづくりや近隣から人を吸収できるまちづくりをめざし、幅広い地域間交流を進めることとする。

健康で快適に暮らせる地域をめざして

健康で快適に暮らせるまちづくり

全ての住民が健康で快適に暮らせるまちづくりが行えるよう、吉野川市において設置する福祉事務所を拠点とし、これまで県に依存していた福祉施策に主体的に取り組むほか、少子高齢化の進展や核家族化など社会情勢の変化に伴う多様な福祉ニーズに適切に対応するため、保育や児童福祉、高齢者福祉、障害者(児)福祉、介護保険など、各種保健福祉施策の充実に努めることとする。

活力ある産業の振興をめざして

活力あるまちづくり

活力に満ちた豊かなまちづくりが展開できるよう、農業をはじめ商工業、さらには新産業の振興を行い、産業都市の形成に努める。

特に、従事者(就業者)の育成・確保に力を入れ、ビジネスチャンスを広げるため、雇用創出や就業支援などを推進することとする。

また、観光面では、地域の伝統的な祭りやイベントの保存・継承に努めるとともに、地場産業や既存の自然環境・観光施設などを十分活用した観光振興を図ることとする。

豊かな人間性を育む地域をめざして

豊かな人間性を育むまちづくり

個性をのばし豊かな人間性を育むために、また生涯を通じて健康で文化的な生活を営むために、ソフト面・ハード面の整備充実を図ることとする。

特に、学校教育を中心としながら、地域が一体となって人を育てるシステムづくりを行うとともに、学校教育や社会教育などを通じ、基本的人権を尊重する社会の実現をめざすこととする。

また、従来の性別による役割分担意識等をなくし、男女が共同して参画する豊かな社会の実現もめざすこととする。

ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして

住環境のまちづくり

安心のまちづくり

自然豊かなまちづくり

豊かな自然や素朴な風景に恵まれた地域として、安らぎとうるおいを与えることのできるオアシス機能を持った地域づくりに努めることとする。

また、快適で衛生的な生活を送るための環境に優しい循環型社会づくりに向けて、上下水道の整備やゴミ処理体制の充実・促進を図ることとする。

4 土地利用計画

(1) 土地利用方針

吉野川市の土地利用については、公共の福祉を優先させながら、自然との調和を図り、社会的、経済的及び文化的な諸条件にも十分配慮し、うるおいと安らぎに満ちた生活環境の確保と吉野川市の均衡ある発展をめざすため、長期的展望に基づき計画的かつ総合的な土地利用に努めるものとする。

具体的には、前掲したまちづくりの目標と吉野川市の地域特性を踏まえて次のように考える。

(2) 地域区分

まちづくりの目標からは、踏まえるべき要件として、それぞれの目標に係る5つのキーワードが挙げられる。

【まちづくりの目標】	【キーワード】
吉野川中流域の生活拠点都市の形成をめざして	… 交流」
健康で快適に暮らせる地域をめざして	… 健康・福祉」
活力ある産業の振興をめざして	… 活力」
豊かな人間性を育む地域をめざして	… 文化・教育」
ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして	… 環境・自然との共生」

また、吉野川市の地域特性からは、緑豊かな森林、美しい清流などの自然環境に恵まれた中山間地域と、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する平坦な地域を併せ持っていることが挙げられる。

これらを基礎として、吉野川市の土地利用計画については、現在の麻植郡を平坦部(東部～中央部)、平坦部(西部～中央部)、中山間地域(南部)に分けて、『交流・文化ゾーン』『健康・福祉・教育ゾーン』『環境・共生ゾーン』の3つのゾーンを設定し、次のように整備を進めていくこととする。

(3) ゾーン別土地利用方針

『交流・文化ゾーン』平坦部(東部～中央部).....交流・文化・活力

既存の交通条件を基準に、吉野川市市域内における住民の利便性及び吉野川市へのアクセス性を考慮した場合、平坦部(東部～中央部)を中心とした区域が人とモノの交流の場としてふさわしいと考え、また、交流を通じた既存文化の広がりや新しい文化の創造も期待できるとして、『交流・文化ゾーン』を設定した。

『交流・文化ゾーン』では、住民の交流と憩いの空間形成を図るとともに、吉野川市のアクセス性をより充実させ、広域的な視点から吉野川市の担う役割を見出し、観光・文化・産業の面を中心に広域交流の場となるような整備を図る。また、それに伴う交流人口の拡大により、地域の活性化が図られるようなゾーンとして整備する。

『健康・福祉・教育ゾーン』平坦部(西部～中央部).....健康・福祉・教育

生涯にわたって住み続けたい、住んでみたいと思うようなまちにするには、住民の健康・生きがいがかかせない。近年では、住民の健康・福祉への関心度や生涯学習に対する意欲も高まってきている。

また、吉野川市の将来的発展を考えると、小学校、中学校、高等学校はもちろんのこと各家庭や広く地域をも含めた中で、一体的に地域を担う子どもたちへの教育を行うことが大変重要な課題として位置づけられる。

そこで、平坦部(西部～中央部)を中心とした区域が、全域に行き届いた健康・福祉サービスの提供や各種教育施策を実施する場としてふさわしいと考え、また、各分野における施策の連携により、子どもと高齢者など世代を越えた交流も期待できるとして、『健

『健康・福祉・教育ゾーン』を設定した。

『健康・福祉・教育ゾーン』では、少子高齢化や核家族化、国際化、情報化の進展など、社会情勢の変化に伴い、健康・福祉・教育分野に対する取り組みの重要性が高まることから、それぞれのニーズに応じた施策を展開するための拠点・体制整備を進めるとともに、健康・福祉・教育がうまく連携し、機能するゾーンとして整備する。

『環境・共生ゾーン』中山間地域(南部).....環境・自然との共生

吉野川市では、豊かな環境と快適な生活との両立をめざした環境・共生のまちづくりが求められる。

そこで、緑豊かな森林、美しい清流などの自然環境に恵まれた中山間地域(南部)が、「自然との共生」から成る新たな都市生活創造の可能性を持ち、かつ平坦部(里)との交流も盛んに行われる環境・共生の場としてふさわしいと考え、『環境・共生ゾーン』を設定した。

『環境・共生ゾーン』では、豊かな自然や素朴な風景に恵まれた地域として、安らぎと癒しを与えることのできる緑豊かな住環境の整備を図るとともに、自然環境の保全・活用・創造により、住民が自然とふれあうことのできる環境整備による、居住と環境が共生するゾーンとして整備する。

(4) 交流軸の設定

吉野川市全域での均衡ある発展をめざすため、ゾーン別の整備と並行して、それらを繋ぐ主要交通網や情報通信網等の整備を行うこととする。

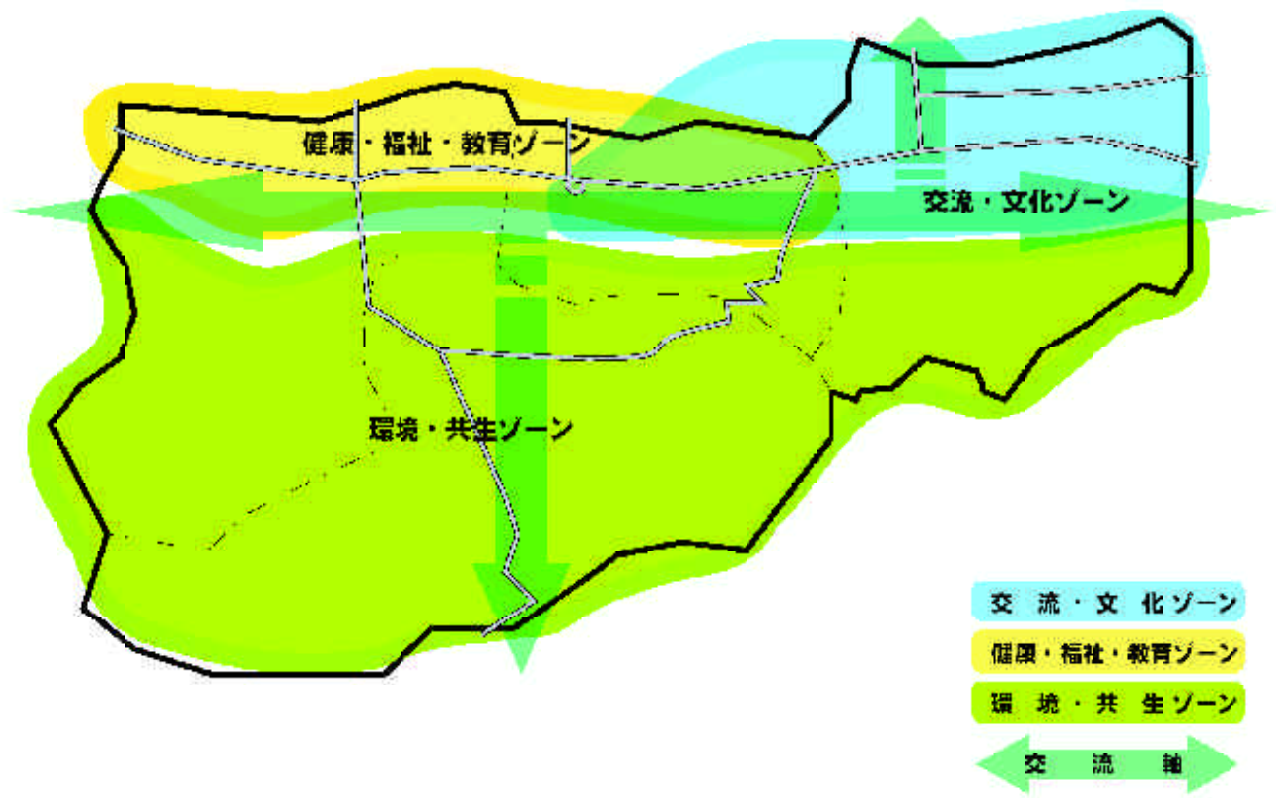
具体的には、吉野川市全域を網羅するネットワークを敷くため、現在の麻植郡内を通る主要幹線を中心とした交流軸を設定する。

東西軸 : 国道 192号線や JR徳島線などを中心とした交流軸
県都(徳島市)及び県西部へのアクセス

南北軸 : 国道 318号線を中心とした交流軸
高速(土成) I及び川北(阿波郡・板野郡等)へのアクセス

北南軸 : 国道 193号線を中心とした交流軸
山(山間部)と里(平坦部)を繋ぐアクセス

土地利用構想図

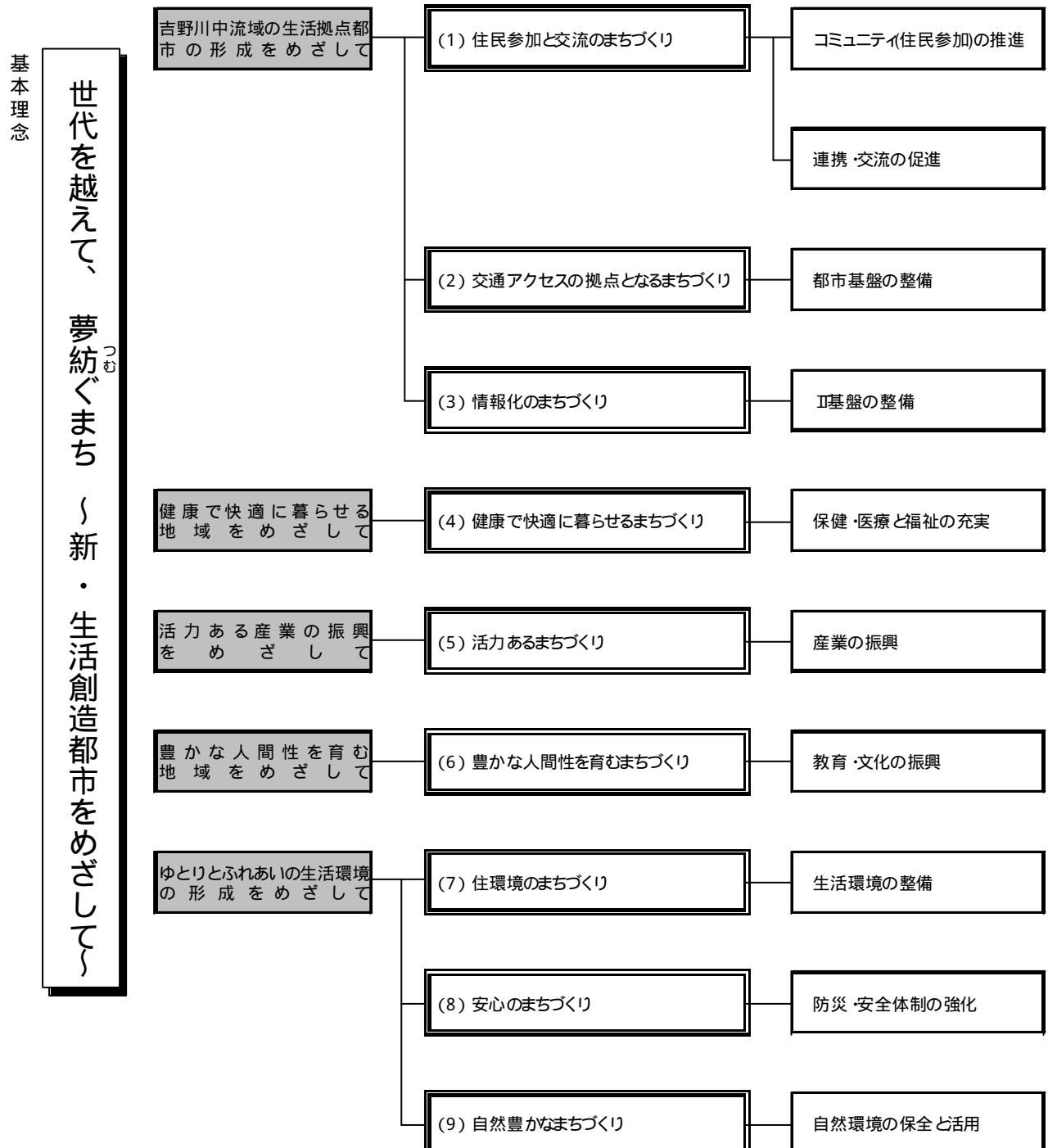


新市まちづくりの主要施策

1 施策の体系化

吉野川市としての迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「世代を越えて、^{つむ}夢紡ぐまち ~新・生活創造都市をめざして~」という基本理念を掲げ、その実現に向け、徳島県中央部初の拠点都市として、総合的かつ計画的な整備を推進するものである。

このため、次のような施策の展開を図る。



2 まちづくり事業

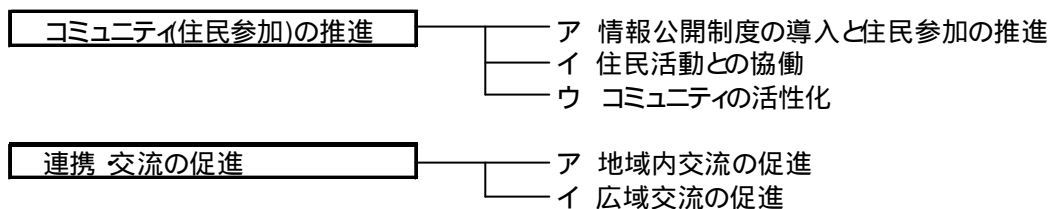
吉野川中流域の生活拠点都市の形成をめざして

(1) 住民参加と交流のまちづくり

住民から信頼される開かれた行政の実践をめざすため、情報公開制度の整備や広報・広聴活動の充実を図るとともに、各種行政施策への住民参加をより一層推進する。

住民と行政が一体となったまちづくりに取り組むため、住民による主体的な地域活動との協力・連携を強化する。

市域内外の連携・交流を促進し、吉野川市としての一体感を醸成・高揚するとともに、その魅力を積極的に情報発信する。



コミュニティ(住民参加)の推進

ア 情報公開制度の導入と住民参加の推進

住民の求めに応じて行政情報を公開するための情報公開制度を導入するとともに、ホームページ・広報誌などを活用した広報活動を充実させる。

さらに、市政に対する住民の意見や提言が施策に十分に反映できるよう、広聴活動のあり方や、政策決定プロセスへの住民参加の手法などについても検討を行い、住民から信頼される開かれた行政の実践をめざす。

イ 住民活動との協働

自治会、ボランティア団体、NPOをはじめとする各種住民団体が主体的に取り組む地域活動と積極的に協力・連携することにより、住民と行政が一体となったまちづくりを推進する。

また、住民と行政との役割分担のあり方や、リーダーの育成・指導方法についても検討を加える。

ウ コミュニティの活性化

住民相互の連帯意識の高揚を図り、地域の歴史・文化・伝統を継承していくため、住民による主体的なコミュニティ活動の活性化に努めることとし、その活動拠点となる施設（公民館等）を吉野川市全域で計画的に整備する。

連携・交流の促進

ア 地域内交流の促進

住民一人ひとりが「吉野川市民」としての自覚を持てるよう、従来は旧町村単位で実施されていたイベントの共同開催等をはじめ、交流軸に沿った道路交通網の整備や、移動手段の確保などにより、住民の交流機会を拡充し、吉野川市内の連携・交流を促進する。

イ 広域交流の促進

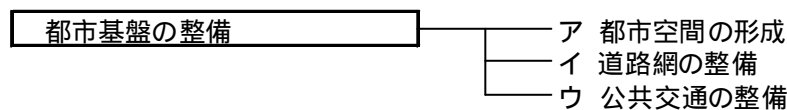
他地域との交流事業や国際交流に努める。

また、歴史・文化・伝統・特産品などの地域資源を積極的にアピールし、徳島県内はもとより、日本全国や世界にまで交流の輪を広げる。

区 分	事業の概要
情報公開制度の導入と住民参加の推進	情報公開制度の導入、広報広聴活動の充実、政策形成過程への住民参加手法の検討
住民活動との協働	各種団体との協力・連携の強化、リーダーの育成・指導、庁舎の整備や空きスペースの活用
コミュニティの活性化	コミュニティ活動支援事業、地域拠点施設（公民館等）の整備
地域内交流の促進	イベントの共同開催、道路網の整備、巡回バスの運行
広域交流の促進	情報発信事業、地域間交流施策の実施、国際交流事業の促進

(2) 交通アクセスの拠点となるまちづくり

吉野川市は徳島県中央部の吉野川中流域にあり、県の東西を結ぶ新たな拠点としての役割が期待されている。そのため、快適で利便性の高い交通アクセスの整備に努めるとともに、県央の中核都市としての機能が十分に発揮される都市空間の形成を図る。



都市基盤の整備

ア 都市空間の形成

土地利用に関する各種法制度（都市計画法、農地法等）との整合性に留意しながら、豊かな自然環境と都市的魅力を共有した都市空間を形成する。

イ 道路網の整備

高速交通時代における輸送・交通体系の進展に適応した、主要幹線道路や生活関連道路の整備充実を図る。

市街地の骨格を形成する主要幹線道路については、高速自動車道と市街地を結ぶアクセ

スや近隣地域とのアクセスの強化により、外部への連絡性の機能を高め、人やモノの往来がスムーズに行えるよう整備する。

住民生活に身近で重要な役割を持つ生活関連道路については、円滑な利用と住民の安全を確保するための拡幅整備や管理体制の強化を行う。

また、吉野川市の地域特性も考慮し、山間部と平坦部を結ぶ道路整備の充実を図り、道路網としての回遊性を確保し、吉野川市の一体的な交通ネットワークの形成に努める。

なお、旧町村を結ぶ国道、県道整備については、県との強力なパートナーシップのもと、積極的に事業推進を図ることとする。

ウ 公共交通の整備

地域全域における交通利便性の向上や運転免許を持たない人たちのための移動手段の確保として、巡回バスを運行する。

また、通勤・通学者や観光客等、利用者の利便性・快適性の向上のため、鉄道やバス等の公共交通機関と協力・連携しながら、輸送力の強化を図る。

区 分	事業の概要
都市空間の形成	都市計画や農地の土地利用区分の調整
道路網の整備	市域内外のアクセス道整備事業、都市計画道路整備事業、市道整備事業
公共交通の整備	巡回バスの運行

【県 事 業】

区 分	事業の概要
道路網の整備	県道整備事業、県道改良事業

(3) 情報化のまちづくり

情報通信技術(I T)による便益を最大限に活用し、地域の活性化、住民サービスの向上を図る。地理的な制約等により I T の利用機会に格差が生じないように、吉野川市全域にわたる情報通信基盤の整備や I T を活用した公共サービスの充実等を図る。

Ⅱ基盤の整備

ア 情報 通信の基盤整備

Ⅱ基盤の整備

ア 情報・通信の基盤整備

I T の普及・啓発活動を積極的に行うとともに、吉野川市全域で地域情報化を推進し、C A T V (ケーブルテレビ) やインターネットをはじめとした住民の誰もが容易に利用できる情報通信網を計画的に整備する。

また、各分庁・支所での円滑な住民サービスの提供を図るため、庁舎間の行政情報ネットワークを整備する。

なお、住民からの申請・届出等手続のオンライン化などを含めた電子自治体への対応については、国の施策推進の動向を見ながら整備に努める。

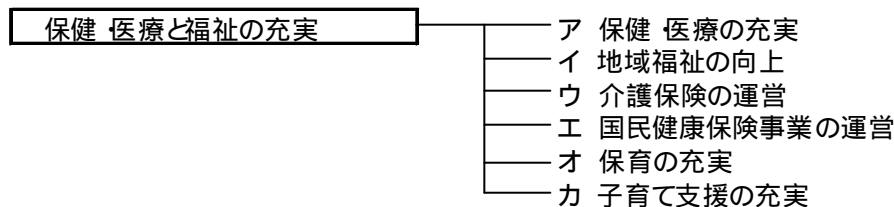
区 分	事業の概要
情報 通信の基盤整備	IT普及 啓発事業、情報網(CATV(ケーブルテレビ)、インターネット等)整備事業、庁舎間ネットワーク整備事業、各種情報管理システム構築事業

健康で快適に暮らせる地域をめざして

(4) 健康で快適に暮らせるまちづくり

少子高齢化の進展や核家族化、女性の社会進出など、社会情勢の変化に伴う多様なニーズに的確に対応するため、市制施行により設置する福祉事務所などにおいて福祉行政の一元化・総合化を図り、住民福祉の一層の向上に努める。

さらに、保健・医療・福祉が連携し、より細かな住民ニーズへの対応が可能となる生活環境の形成に努める。



保健・医療と福祉の充実

ア 保健・医療の充実

住民が日々健康で安心して生活を営み、老いても健やかな人生を送ることができるよう、地域の保健・医療機関に対しても協力・連携を働きかけ、各種検診・健康相談等の予防医療・健康増進体制や休日及び夜間等における救急医療体制などの、地域に密着した保健・医療体制の充実を図る。

イ 地域福祉の向上

福祉事務所を設置し、児童福祉、高齢者福祉、障害者(児)福祉、母(父)子福祉、低所得者福祉などの福祉行政の一元化・総合化を図る。

福祉活動の拠点として総合保健福祉センターを整備するとともに、地域型の福祉センターを吉野川市全域で計画的に整備する。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者、高齢者等をはじめとする全ての住民が地域社会の中で安全かつ快適に生活できるよう、人にやさしいまちづくりを推進す

るとともに、各種関係団体との連携を強化し、地域ケアシステムの整備に向けた環境を整える。

ウ 介護保険の運営

日常生活において支援を必要とする高齢者が日々安心して生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑で効率的な運営を進める。

エ 国民健康保険事業の運営

健康保険制度の周知徹底を行い、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費の適正化等により、国民健康保険事業の健全な運営に努める。

オ 保育の充実

乳児保育、延長保育、障害児保育及び土曜保育について調整・実施するとともに、休日保育の導入や保育所と幼稚園の特性に応じた役割分担などについて検討を行い、保育の充実を図る。

また、保育所の適正配置等を視野に入れながら、老朽化した施設の改修等に努める。

カ 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりをめざし、育児相談等を充実するとともに、児童館及び学童保育所の充実を図り、地域住民の活動と連携をとりながら、子育て支援体制の拡充を図る。

区 分	事業の概要
保健 医療の充実	保健 医療 福祉のネットワーク化への働きかけ、予防医療・健康増進体制(各種検診 健康相談等)の充実、救急医療体制の充実
地域福祉の向上	福祉事務所設置、総合保健福祉センター整備事業、地域型福祉センター整備事業、地域福祉関係機関との連携強化、公共施設のバリアフリー化
介護保険の運営	介護保険の円滑な運営
国民健康保険事業の運営	国民健康保険制度の周知徹底
保育の充実	保育所の改修整備等、ニーズに応じた保育内容 体制の調整 実施
子育て支援の充実	学童保育所・児童館の充実、育児相談等の充実

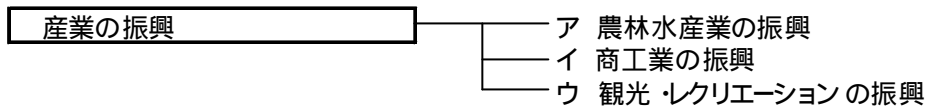
活力ある産業の振興をめざして

(5) 活力あるまちづくり

吉野川市は、県央をリードする中核都市として、都市に調和した農林業や魅力ある商工業の振興を図るとともに、地域資源や各種施設を活用した観光・レクリエーションの振興を図り、活力に満ちた豊かなまちづくりを推進する。

また、今後は、激しい社会・経済の変化や技術革新に対応できるよう、行政と企業及び

大学や各種研究機関との連携強化などにより、新たな発展可能性を模索することも視野に入れる必要がある。



産業の振興

ア 農林業の振興

農道・林道等の農林業生産基盤整備を進めるとともに、都市との調和に留意した農地・森林の保全・有効活用を図る。

また、農林業の担い手となる人材の育成・確保や生産組織の充実に努めるとともに、農林業に携わる住民が誇りと自信を持ち、やりがいとゆとりをもたらす農林業経営ができるよう、異業種・異分野間の連携強化、地域食材の地元での活用、特産品の掘り起こし、高付加価値化などを推進する。

イ 商工業の振興

モータリゼーションの普及や大型店舗の郊外進出などの影響により商店街の空洞化が進み、地域経済全体の活力低下が心配されている。そのため、既存の（駅前）商店街においては、新しい商業ゾーンとの調和を取りながら、人とのふれあいを大切に魅力ある商店街振興に努めるとともに、吉野川市内で日常的な買い物ができる商業圏の形成を図る。

工業については、生産性の向上や経営の効率化など、工業基盤の整備を促進しつつ、地場産業の振興方策について検討を進める。

ウ 観光・レクリエーションの振興

名所旧跡と市街地を連携する観光ルートの整備など、多くの集客が望める地域資源の掘り起こしにより観光振興を図るとともに、自然・歴史・文化環境などを活かしたレクリエーション活動の充実に努める。

また、旧町村で行われてきた各種の祭りやイベントについて、吉野川市でも引き続き実施されるよう、商工会など各関係機関・団体と連携しながら保存・継承する。

区 分	事業の概要
農林業の振興	農道・林道等の農林業生産基盤整備、農林業経営(者)支援、農林業経営の電算システム化、農林業の担い手の育成・確保、特産品のPR活動の強化、新たな特産品の開発
商工業の振興	商店街活性化事業の推進、企業間交流の場づくり、新たな産業振興方策の検討、商工会との連携
観光・レクリエーションの振興	イベントや祭りの実施、伝統芸能の保存・継承、地域に点在する史跡の整備、市内観光ルートの整備

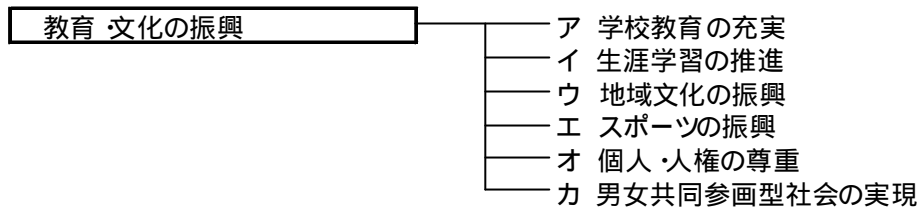
【具 事 業】

区 分	事業の概要
農林業の振興	農道(南山麓沿い道路)の整備、ため池等整備事業

豊かな人間性を育む地域をめざして

(6) 豊かな人間性を育むまちづくり

地域の歴史や風土を大切にしながら、全ての住民がそれぞれの個性を伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、地域一体となって、生涯にわたって生きがいと創造性を育み発揮できるまちづくりを推進する。



教育・文化の振興

ア 学校教育の充実

次代を担う子どもたち(幼児・児童・生徒)の「生きる力」を育み、自ら学ぶ意欲や社会の変化に対応できる能力、さらに創造力等を伸ばし、心身ともにバランスのとれた発達を促すため、個に応じたきめ細かな教育環境の向上に努める。

また、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、外部講師など、地域の人材の把握に努め、その人材の活用を図るほか、老朽化にともなう教育関連施設の改修整備を進め、国際社会や高度情報化社会に対応できるようインターネット等の利用環境も充実する。

なお、中高一貫教育の導入については、地域における生徒・保護者のニーズ等を勘案しながら、県とともに検討を行う。

イ 生涯学習の推進

住民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、住民のニーズや年齢、学習意欲に応じた多様な学習機会を提供する。公民館・集会所等の生涯学習関連施設の整備拡充や住民団体などと連携した生活・文化活動に関する各種講座を充実する。

ウ 地域文化の振興

伝統ある地域文化を次世代に継承するため、伝統文化の保存や文化財の保護に努める。

また、住民や文化団体の自主的な文化活動との協力・連携を図るための文化拠点施設を整備することにより、地域文化の振興策を推進する。

エ スポーツの振興

世代間交流も視野に入れ、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努める。

また、旧町村で行われてきた各種スポーツ大会についても、関係団体の協力を得ながら、吉野川市において引き続き実施する。

なお、多種多様化する住民のスポーツニーズに応えるため、運動施設の利用促進や改修・整備にも努める。

オ 個人・人権の尊重

住民一人ひとりが人権意識を高めることが重要であるため、学校、社会、企業等のあらゆる場を通じた人権教育の推進を図るとともに、それぞれの分野において、自主的・主体的な取り組みの展開を促すよう、啓発活動に努める。

カ 男女共同参画社会の実現

男女が性別に関わりなく、様々な分野に共同で参画でき、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、意識啓発や条件整備を行い、国や県とともに、男女共同参画社会の早期の実現をめざす。

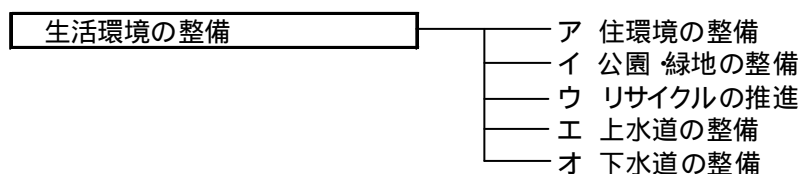
また、吉野川市のまちづくりを推進する際には、女性のパワーを十分に活かせるよう、女性が中心となっている住民団体との連携強化を図る。

区 分	事業の概要
学校教育の充実	幼稚園・小中学校 給食センターの改修整備、学習環境の向上、小中学校の情報教育の充実
生涯学習の推進	生涯学習関連施設の整備拡充、生涯学習各種講座の充実
地域文化の振興	地域文化財の保護・保全、文化拠点施設(文化ホール・図書館等)の整備、文化意識の高揚、文化交流の促進
スポーツの振興	スポーツ交流の促進、運動施設の利用促進 改修整備
個人・人権の尊重	人権教育・啓発の推進
男女共同参画社会の実現	男女共同参画社会の確立に向けた体制整備、法人・企業への協力要請、女性の地域活動との連携強化

ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして

(7) 住環境のまちづくり

景観を損なわず、地域特性にも適合した、全ての住民にとって安らぎとうるおいが感じられる豊かな住環境の形成をめざし、住民はもとより吉野川市を訪れる人々にとっても魅力あるまちづくりを推進する。



生活環境の整備

ア 住環境の整備

宅地造成事業を実施するとともに、公営住宅の整備に努め、景観や居住者のニーズに十分配慮した質の高い魅力あふれる住環境の形成をめざす。

イ 公園・緑地の整備

公園・緑地の計画的な整備を図ることにより、良好な景観を備えた地域環境の場の提供や、災害時の避難場所の確保など、良質な生活環境の形成をめざす。

ウ リサイクルの推進

環境に対する住民意識の高揚に努めることにより、ゴミの減量化・資源化を進め、良好な生活環境の形成を図る。

とりわけ、リサイクル事業に対する住民意識の啓発を十分に行い、生ゴミの堆肥化・減量化や家庭から排出される不用品のリサイクルなど、各種リサイクル事業を積極的に推進する。

エ 上水道の整備

日常生活の維持に不可欠な上水道の需要に対応するため、配水管網、浄・配水施設を整備し、上水の安全性・供給安定性を高める。

オ 下水道の整備

豊かな環境の中で住民が快適な生活が送れるよう、生活排水の処理対策を積極的に推進する。そのため、下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽などの処理施設の整備については、これまでの取り組み状況等に応じて、計画的に実施する。

区 分	事業の概要
住環境の整備	市営住宅整備事業、住環境整備事業、宅地造成事業
公園 緑地の整備	既存公園の改修整備、緑化推進事業
リサイクルの推進	環境美化運動の啓発・実施、衛生環境施設の整備、ゴミの減量化・資源化の徹底強化
上水道の整備	上水道・簡易水道施設整備事業
下水道の整備	下水道整備事業、農業集落排水整備事業、合併浄化槽設置助成事業

(8) 安心のまちづくり

災害や犯罪から住民の生命や財産を守るとともに、身近に起こりうる交通事故などを未然に防止するため、防災・安全体制の充実を図り、住民と一体となった総合的な防災・防犯対策を推進し、災害等に強い安心したまちづくりを進める。

防災 安全体制の強化

- ア 消防 防災 防犯体制の充実
- イ 交通安全対策の推進

防災・安全体制の強化

ア 消防・防災・防犯体制の充実

地域の実情に即した地域防災計画や消防計画、水防計画等を策定し、地域ぐるみによる防災・防犯意識の啓発・高揚に努め、危機管理の行き届いた消防・防災・防犯体制の充実、強化に努める。

また、従来から実施している治山、治水等の防災事業を計画的に実施するとともに、将来発生することが予想されている南海地震への適切な対策を行う。

イ 交通安全対策の推進

関係機関や団体と連携しながら、交通安全教育を徹底し、交通安全意識や交通マナーの啓発・高揚に努める。

また、歩道の整備やカーブミラー、ガードレール、街灯等の交通安全施設を整備する。

区 分	事業の概要
消防 防災 防犯体制の充実	消防 防災 防犯施設の充実、住民に対する消防 防災 防犯意識の啓発、地域防災計画等の策定
交通安全対策の推進	住民に対する交通安全意識 交通マナーの啓発、交通安全施設整備事業、道路交通環境改善事業

【県 事 業】

区 分	事業の概要
消防 防災 防犯体制の充実	治山事業 地すべり防止事業、砂防事業

(9) 自然豊かなまちづくり

自然環境に恵まれた吉野川市の地域特性を、世代を越えて活かしていくため、自然環境の保全や省エネルギー、リサイクルに貢献する仕組みを整えることにより、自然と共生する環境にやさしいまちづくりを推進する。

自然環境の保全と活用

- ア 自然環境の保全
- イ 河川環境の整備
- ウ 森林の保全と活用
- エ 循環型社会の構築

自然環境の保全と活用

ア 自然環境の保全

吉野川市の恵まれた自然環境や貴重な動植物等を保全・保護していくためには、住民一人ひとりが環境問題を自分と関わる身近な問題であると認識することが必要である。環境教育や環境美化運動を積極的に実施することにより、環境意識の高揚を図り、地域特性に即した環境保全対策の取り組みを推進する。

イ 河川環境の整備

吉野川市の象徴ともいえる河川の美しさを保つため、河川の一斉清掃の実施や下水道・合併処理浄化槽の普及を行い、河川に流入する汚濁物質（生活排水等）の低減化を図る。また、住民が身近に憩えるよう、親水性に配慮した河川環境の整備に努める。

ウ 森林の保全と活用

森林に対する住民の要請は多様化し、水土保持・水資源のかん養や生態系・生活環境の保全機能など、森林が本来持つ公益的機能が見直されている。従来からの木材生産機能をはじめ、豊かな森林資源を有効かつ持続的に利用しながら、森林の多面的な機能の発揮と森林空間、景観等を最大限に活用した森林の維持、増進を図る。

エ 循環型社会の構築

自然と共生したまちづくりを推進するため、廃棄物等の発生の抑制、資源の循環的な利用促進や天然資源の消費の抑制により、環境への負荷が軽減される循環型社会の構築をめざす。

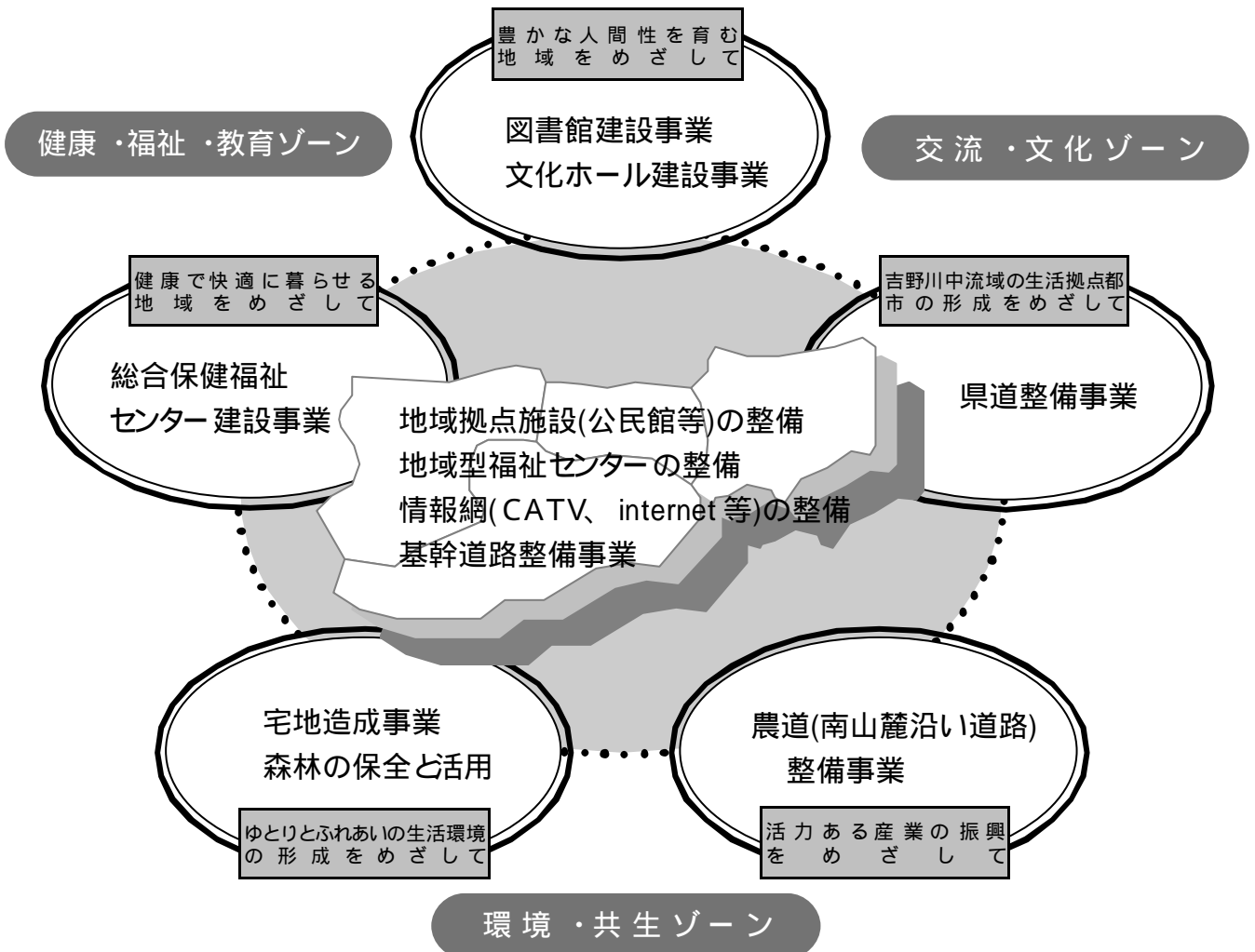
区 分	事業の概要
自然環境の保全	環境問題への啓発・教育事業、住民活動との連携強化
河川環境の整備	河川維持改修事業、河川浄化事業の推進
森林の保全と活用	森林景観の保全、森林資源の維持・活用策の検討
循環型社会の構築	環境基本計画の策定、国際標準規格(ISO 14001)の取得推進、環境学習の場づくり

【県 事 業】

区 分	事業の概要
河川環境の整備	河川改修事業

3 ゾーン別主要事業

ゾーン	事業の概要	事業主体	事業地域
『交流・文化ゾーン』 平坦部(東部～中央部)	地域拠点施設(公民館等)の整備	図書館建設事業	市 鴨島町
		文化ホール建設事業	市 川島町
		県道整備事業	県 全域
『健康・福祉・教育ゾーン』 平坦部(西部～中央部)	地域型福祉センターの整備	総合保健福祉センター建設事業	市 川島町
	情報網(CATV、internet等)の整備	宅地造成事業	市 山川町
『環境・共生ゾーン』 中山間地域(南部)	基幹道路整備事業	農道(南山麓沿い道路)整備事業	県 全域
		森林の保全と活用	市 美郷村



公共的施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていく。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとする。

新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努める。

合併以前の町村役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、分庁・支所機能を有する施設として存続させ、ネットワーク施設の強化等を図っていくとともに、他の公共施設との複合的な利用や住民活動の拠点などとして有効活用を検討していくものとする。

財政計画

歳入

単位 :百万円

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地 方 税	3,664	3,642	3,618	3,595	3,571	3,547	3,523	3,496	3,469	3,441
地 方 譲 与 税	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
利 子 割 交 付 金	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
地 方 消 費 税 交 付 金	341	341	341	341	341	341	341	341	341	341
自 動 車 取 得 税 交 付 金	85	80	80	80	79	79	78	78	78	77
地 方 特 例 交 付 金	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
地 方 交 付 税	6,518	6,919	6,832	6,721	6,533	6,477	6,476	6,487	6,594	6,676
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分 担 金 及 び 負 担 金	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247
使 用 料 及 び 手 数 料	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
国 庫 支 出 金	1,383	1,751	1,741	1,580	1,570	1,560	1,550	1,540	1,531	1,521
県 支 出 金	1,292	1,235	1,224	1,213	1,202	1,052	1,041	1,031	1,020	1,010
財 産 収 入	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
寄 附 金	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
繰 入 金	545	100	100	100	100	100	100	116	182	100
諸 収 入	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
地 方 債	4,012	5,864	5,775	5,268	3,723	3,635	3,546	2,973	2,885	2,797
歳 入 合 計	19,152	21,244	21,023	20,210	18,431	18,103	17,967	17,374	17,412	17,275

歳出

単位 :百万円

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人 件 費	4,383	4,268	4,353	4,382	4,439	4,340	4,226	4,180	4,145	3,919
物 件 費	1,983	1,963	1,943	1,924	1,905	1,886	1,867	1,848	1,830	1,811
維 持 補 修 費	130	129	128	126	125	124	123	121	120	119
扶 助 費	1,224	1,601	1,611	1,611	1,611	1,611	1,648	1,651	1,655	1,658
補 助 費 等	2,139	2,118	2,097	2,076	2,055	2,035	2,014	1,994	1,974	1,954
普 通 建 設 事 業 費	4,048	5,816	5,706	5,447	3,807	3,562	3,459	2,846	2,746	2,647
災 害 復 旧 事 業 費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公 債 費	2,548	2,333	2,353	2,377	2,395	2,392	2,465	2,700	2,927	3,117
積 立 金	622	962	799	254	101	180	211	100	100	154
投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10
繰 出 金	2,063	2,043	2,022	2,002	1,982	1,962	1,943	1,923	1,904	1,885
歳 出 合 計	19,152	21,244	21,023	20,210	18,431	18,103	17,967	17,374	17,412	17,275